

# 平成19年度狂犬病予防注射と登録のお知らせ

生後91日（3カ月）以上の犬は、狂犬病予防法により、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。次の日程で狂犬病予防注射と登録を行いますので、都合のよい日に近くの実施場所に飼い犬を連れて来ててください。

■対象 生後91日以上の子犬

■登録・注射料

▷登録済の犬・・・3,000円（注射済票交付手数料を含む）

▷未登録の犬・・・登録料3,000円、注射料3,000円

※登録は市役所または集合注射会場で受け付けします。

■こんなときは届け出が必要です

▷飼い犬が死亡したとき

▷住所や飼い主など、登録事項に変更があったとき

平成19年度狂犬病予防注射について、地方自治法施行令第158条第2項に基づき次のとおり公表します。

○委託内容

狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務

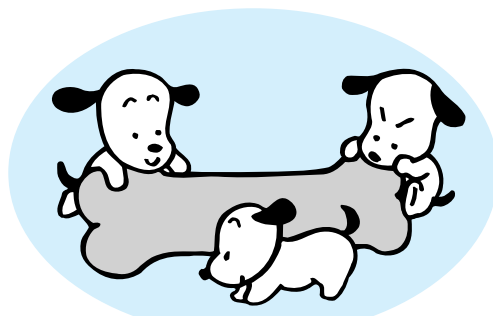
○委託の相手方

青森市松原二丁目8番2号

社団法人 青森県獣医師会 会長 武田金之助さん

○委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで



## ■狂犬病とは？

狂犬病は、狂犬病ウイルスを保有する犬や猫、コウモリなどの野生動物にかまれたり、引っかけられたりしてできた傷口からのウイルスの侵入、および極めて稀ですが、濃厚ウイルスによる気道粘膜感染によって発病する人獣共通の感染症です。

この病気は発病してからでは有効な治療方法がなく、ほぼ100%死亡してしまうため、大変恐ろしい感染症です。昨年、海外で感染した日本人が36年ぶりに国内で発病しましたが、ワクチンで予防することができますので、ワクチン注射は狂犬病の予防対策に非常に有効です。

## ■犬フィラリア症を知っていますか？

犬フィラリア症とは、蚊が媒介する糸状の寄生虫が犬の心臓や肺の血管に寄生して、さまざまな障害を引き起こし、死に至ることもある病気です。この病気を知らない人は少なくはなく、知らないうちに感染している場合があり、治療によって愛犬に大きな負担がかかります。予防薬の投与で感染を防ぐことができますので、詳しくは動物病院までお問い合わせください。

## ■マナーを守って飼いましょう

犬の放し飼いや散歩時のフンについて、多くの苦情が寄せられています。きちんと係留し、散歩へ行くときはスコップと袋を持っていきましょう。



## ■猫の飼い方・野良猫について

通常、猫は放し飼いされていますが、最近では猫の飼い方についての苦情も寄せられており、中でも「庭がトイレ代わりに使われて困っている」というケースが多く、付近の住民が迷惑しています。これらの苦情は飼い主の努力で改善されることばかりです。このようなトラブルを防ぐためにも家の中で飼うよう心がけ、できるだけ外へ出さないようにしましょう。家の中で飼うことで、猫同士の接触による感染症にかからなくなります。

動物が好きな人ばかりではありませんので、マナーを守って住みよいまちづくりにご協力ください。

問い合わせ先 生活環境課 (☎⑤111内線226)